

記入見本：日本人同士の協議離婚の場合

離 婚 届		月 日
		第 号
令和 7 年 11 月 4 日届出 在シンガポール日本国 大使 殿 (フリガナ) 氏名 夫 ガイム ショウイチ 妻 ガイム ナツコ (1) 氏名 外務 省一 外務 夏子 生年月日 昭和・平成 60 年 8 月 28 日 昭和・平成 2 年 2 月 20 日 住所 所 シンガポール共和国 シンガポール共和国 ナッシュルロード16 ブロック123 サンプルウェイ20 01-23号 02-10号 住所は日本文字で記入(コード名は不要)		書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知
(2) 本籍 (夫または妻が外国人のときはその国籍) 東京都千代田区霞が関二丁目2 筆頭者 外務 省一 (口夫の国籍) 母の氏名 小春 続き柄 長男 父の母の氏名 冬美 続き柄 二女 養父 続き柄 養父 養母 続き柄 養子 右記の養父母以外にもう他の欄に書いてください。		公館印
(3) 離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 <input checked="" type="checkbox"/> を記入 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定		
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 <input type="checkbox"/> 夫の戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻の戸籍をつくる 大阪府大阪市旭区大宮一丁目1 番地 筆頭者の氏名 星 夏子		
(5) 未成年の子の氏名 <input type="checkbox"/> 夫が親権を行う子 外務 三郎 <input type="checkbox"/> 妻が親権を行う子 外務 四郎		
(6) 同居の期間 平成 5 年 12 月から 平成 7 年 10 月まで (同居を始めたとき) (令和) (令和)		
(7) 別居する前の住所 シンガポール共和国 ナッシュルロード16 ブロック123 02-10号		
(8) 別居する前の世帯の主な仕事と夫婦の職業 □1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者の世帯(日々または1年末満の契約者は5) □4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年末満の契約の雇用者は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 01 妻の職業 00		
(9) その他 職業例表(「離婚届に係る記入上の注意点(共通)」の項に掲載)を参照し、「最も近い職業分類の番号」又は「具体的な職業名」のいずれかを記入してください。 戸籍に記載された、「離婚前の氏名」を楷書により、自筆で署名してください。(押印は任意)		
届出人署名 (※押印は任意) 夫 外務 省一 妻 外務 夏子		印 印
事件簿番号		

2名の証人(18歳以上の方に限ります。)は、戸籍に記載の氏名を楷書により、自筆で署名してください。(押印は任意)

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	鈴木 三郎 印	佐藤 秋子 印
生年月日	昭和 50 年 10 月 9 日	昭和 60 年 6 月 7 日
住所	東京都文京区 春日一丁目16番21号	シンガポール共和国 キムセンロード480 12-10号
本籍	東京都中野区 弥生町一丁目58	千葉県千葉市若葉区 桜木町567

記入の注意

戸籍に記載の通り、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。

このときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人に

婚姻の際に氏を変更した方について、「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出の有無にかかわらず、希望する本籍の取扱いに□を入れてください。離婚後の本籍は、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。

婚姻前の氏に戻る方が、新しい戸籍の筆頭者となる場合、筆頭者の氏名は、「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出の有無にかかわらず、「離婚後の氏(旧姓)」を記入してください。

【もとの戸籍にもどらず、離婚前(現在)の本籍とは異なる場所に、新しい本籍を設定する方へ】

当館での離婚届の手続きに先立ち、「新しい本籍の場所が、本籍地として設定できるか」に関して、管轄する市区町村役場にあらかじめ確認してください。

ても、直生が届出たレキナは、出生から届出できまし、いざれの場合は、証人欄の記載は不要ですが、外国人の証明書には翻訳が必要になります。

未成年(18歳未満)の子がいる場合、全ての子について、夫又は妻のいずれかに親権者を定め、それぞれの氏名を記入してください。

ただし、離婚の際における親権者の氏の変更に伴い、子の氏が自動的に変更されることはありません。子の氏を変更するには、日本の家庭裁判所の許可が別途必要ですので、ご注意ください。

離婚届の提出時点で同居している場合は、「別居したとき」の欄全体(年月の欄を含む。)を、外国人が外国語で署名する場合は二重線で消除し、「その他」の欄に、「まだ別居していない。」と記入してください。

12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

(面会交流)

- 取り決めしている。
- まだ決めていない。

(養育費の分担)

- 取り決めしている。取決め方法 : (公正証書 それ以外)
- まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。

該当するものに□を記入し、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。



このチェック欄についての法務省の解説動画

(届出人の連絡先及び電話番号)

Mobile: +65-XXXX-XXXX ← E-mail: g2134q5s8_sample@ne6r7o90

ジー イチ キュー アンダー エム エル エヌ アール オー ゼロ
バー